

資料② 熊本県小学校英語教育研究会（熊本県小学校教育研究会英語部会）会則

第1章 総則

第1条 本会は、熊本県小学校英語教育研究会（略称・県小英研）と称し、熊本県小学校教育研究会英語部会として組織する。事務局は会長もしくは事務局長所在の学校に置く。

第2条 本会は、熊本県小学校の英語教育に関係のある職員ならびに本会の趣旨に賛同する人によって構成する。

第3条 本会は各郡市を次の地区に分け、それぞれに次の支部を置く。
玉名荒尾 山鹿 菊池 阿蘇 熊本市（附属を含む） 上益城 宇城
八代郡市 人吉球磨 芦北水俣 天草

第2章 目的および事業

第4条 本会は、会員の英語教育に関する識見と指導力の向上をめざして英語教育全般の振興をはかる。

第5条 本会はその目的達成のために次の事業を行う。

- 1 研究会、講演会の開催およびその斡旋援助
- 2 実態調査、評価方法の研究など
- 3 研究資料の収集と研究物の出版
- 4 各郡市間の英語教育の交流
- 5 その他会の目的に副う諸事業

第3章 会議

第6条 本会は次の会議を行う。

1. 総会（県大会）
2. 役員会（支部長・常任理事会）
3. 常任理事会
4. 研究委員会

第7条 会議は、必要に応じ、会長がこれを召集し、次のことを審議する。

1. 総会（県大会）
 - ① 役員への報告
 - ② 事業報告
 - ③ 本会運営に関する件
2. 役員会（支部長・常任理事会）
 - ① 役員を選出
 - ② 予算、決算に関する件
 - ③ 事業計画に関する件
 - ④ 会則の変更その他重要な会務
3. 常任理事会

本会の目的および諸事業の推進のため、計画・立案・実践の中核となる活動

4. 研究委員会

諸事業の調査・研究・実践の活動

第4章 役員

第8条 本会は次の役員及び研究委員を置く。

- ① 会長 1
- ② 副会長 3
- ③ 監査 2
- ④ 支部長 各支部 1
- ⑤ 事務局長 1
- ⑥ 常任理事（含む会計担当） 若干名
- ⑦ 顧問 若干名（必要に応じて）

第9条 本会の役員の出選は次の規定による。

- 1 会長は別に定める選考委員会の推薦に基づき、役員会（支部長・常任委員会）にて選出する。
- 2 副会長、監査、事務局長、常任理事、顧問は会長が委嘱する。
- 3 支部長は、各支部で決定する。

第10条 役員の内任期は1年とし、再任を妨げない。但し、任期の最長は5年とする。

第5章 選考委員会

第11条 選考委員会は支部代表3名、常任理事代表1名、事務局1名をもって構成し、次年度候補者を選考し、役員会（支部長・理事会）に報告する

第6章 経理その他

第12条 本会の経費は、事業収入、補助金、会費およびその他の収入をもってあてる。

第13条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第14条 本会則は平成30年7月1日より施行する。

熊本県小学校英語教育研究会（県小英研）における内規的事項

1 顧問の委嘱

原則として次のように委嘱する

- (1) 前会長、元会長1名（一番新しい元会長）
- (2) 英語教育に関して学識経験が豊かで、本研究会の活動、運営に助言、協力をいただける方

2 副会長の委嘱

- (1) 副会長は、地区の均衡を考慮して3名（うち1名は熊本市より）委嘱する。

3 各種大会への参加

〈県大会〉 (1) 役員、支部長で都合のつく者

〈九州大会〉 (1) 会長、事務局長、発表者、司会者

(2) 会長が推薦する常任理事の数名程度

(3) その他会長が推薦する者

〈全国大会〉 (1) 会長、及び会長が推薦する者が必要に応じて参加する。

付則

2019年6月21日会則の一部改正（副会長の委嘱について）

2021年6月29日会則の一部改正（役員の内任期について）

2022年6月28日会則の一部改正（会誌「英語教育」の発行について）